平成２２年（フ）第２７６３号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目12番５号
ビューパレス茅ヶ崎103号
債務者　石綿　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７６号
横浜市港南区港南１丁目20番18号
債務者　後藤　**[illegible]**實
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４６号
神奈川県大和市柳橋３丁目10番地２　ストークマンション桜ケ丘302号
債務者　畠山　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４７号
神奈川県大和市柳橋３丁目10番地２　ストークマンション桜ケ丘302号
債務者　畠山世津子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１号
秋田県大仙市戸蒔字松ノ木113番地３　スプリングフラッツＡ101
債務者　澤田　知里
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３１１９号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港６号棟1004号室
債務者　井上　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４３号
川崎市川崎区本町２丁目10番地17　シティマンション川崎303、前住所川崎市川崎区日進町９番地11　ニュー大和207
債務者　塚本　純一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
川崎市宮前区野川3526番地１　フォーレストヒルズ102、前住所川崎市宮前区梶ケ谷1474番地１　アステール梶ケ谷203
債務者　関澤　里華（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７１号
川崎市川崎区小田６丁目７番20号　大石荘101
債務者　阿部　吉明
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
岡山県倉敷市児島上の町３丁目３番64号
債務者　小林　昭道
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９７号
岡山市東区藤井242番地５
債務者　橋本　　学
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
栃木県小山市大字雨ヶ谷830番地13
債務者　石川　将士
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８０号
栃木県小山市大字雨ヶ谷830番地13
債務者　石川佐江子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部